# 活気あふれる街瀬波まちづくり推進協議会規約

平成24年２月26日施行
平成27年４月18日一部改正

（名称）
第１条　本会は、活気あふれる街瀬波まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。
（目的）
第２条　協議会は、瀬波地域に暮らす住民が、地域の個性や課題に応じた活性化対策について、お互い知恵を出し合い、協力し合って、活気と魅力あふれる元気なまちづくりを推進することを目的とする。
（事務所）
第３条　協議会の主たる事務所は、村上市瀬波上町４番１号（村上市勤労青少年ホーム内）に置く。
（事業）
第４条　協議会は、第２条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
(1)地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関する事業
(2)健康及び福祉の増進に関する事業
(3)安全及び安心に関する事業
(4)環境の保全及び改善に関する事業
(5)地域資源の有効活用に関する事業
(6)地域の産業振興に関する事業
(7)コミュニティビジネス等地域経営に関する事業
(8)その他協働のまちづくりの推進のために必要な事業
（構成）
第５条　協議会は、瀬波地域に居住する人及び同地域で活動する各種団体（以下「各種団体」という。）をもって構成する。
（連携）
第６条　協議会は、第２条の目的に賛同する瀬波地域内の法人又は個人事業者と連携して事業を実施することができる。
（委員）
第７条　協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とする。
(1)瀬波地域の各町内又は集落から推薦された者
(2)瀬波地域において活動を行う各種団体から推薦された者
(3)委員に応募した者
(4)その他協議会の目的を達成するために必要と認められる者
２　委員は、いずれかの専門部会に所属し活動するものとする。
３　委員の任期は、原則として２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。
（役員）
第８条　協議会に次の役員を置き、委員の互選により定める。

(1)会長　　１名
(2)副会長　　２名
(3)プロジェクトリーダー　１名
(4)専門部会長（以下「部会長」）４名
(5)専門部副部会長（以下「副部会長」）４名
(6)瀬波地区区長会（以下「区長会」）代表　２名

２　前項の役員のうち、副会長のうち１名は区長会会長が、区長会代表については区長会副会長がその任にあたる。

（役員の職務）

第９条　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その他やむを得ない事情により職務を遂行できないときは、職務を代行する。

３　プロジェクトリーダーは、プロジェクトチームを総括し、代表するとともに、役員会で活動の報告を行う。

４　部会長は、所管する部会を総括し、代表するとともに、役員会で活動の報告を行う。

５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、その他やむを得ない事情により職務を遂行できないときは、職務を代行する。

６　区長会代表は、副会長を補佐し、副会長に事故があるとき、その他やむを得ない事情により職務を遂行できないときは、職務を代行する。また、協議会と区長会との連携を支援する。

（監事）

第10条　協議会の事業及び会計の執行状況を監査するため、監事を置く。

２　監事は２名とし、区長会から推薦された者がその任にあたる。

３　監事は、監査結果を、総会に報告する。

（顧問）

第11条　協議会に識者、アドバイザーによる顧問を必要に応じて置くことができる。

２　顧問は、会長が必要とした場合は、役員会に諮り専決する。

（役員等の報償）

第12条　役員、監事、顧問及び委員（以下「役員等という。」）には報償金を支払うものとし、金額については別に定めるものとする。

（役員等の任期）

第13条　役員等の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げない。

２　補欠により選出された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

（代議員）

第14条　代議員は、別表第１及び第２の選出区分により選出する。

２　代議員の任期は、１年とする。ただし、再任は妨げない。

３　役員等及び評議員は、代議員になることができない。

（組織及び会議）

第15条　協議会の組織は、次に掲げるとおりとする。

(1)総会

(2)役員会
(3)評議会
(4)専門部
(5)プロジェクトチーム

（総会）

第16条　総会は、協議会の最高の議決機関であり、この規約に定める事項のほか、協議会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

２　総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

３　通常総会は、毎年度１回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催するものとする。

４　総会の議長は、総会において代議員のうちから選出する。

５　総会は、委任状を含めた代議員の２分の１以上の出席により成立するものとする。

６　総会の議事は、出席代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

７　総会は、次に掲げる事項を審議決定する。

(1)地域まちづくり計画を定め又は変更すること。
(2)規約を設け又は改正すること。
(3)役員及び顧問を承認すること。
(4)事業計画及び予算を定めること。
(5)事業報告及び決算を承認すること。
(6)その他重要事項に関すること。

（総会の議事録）

第17条　総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

２　議事録は、議長及び総会において選任された議事録署名人２人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

（役員会）

第18条　役員会は、総会に付議する事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。

２　役員会は、会長、副会長、プロジェクトリーダー、部会長、副部会長及び区長会代表をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。

３　役員会は、役員の２分の１以上の出席により成立するものとする。

４　役員会の議事は、出席役員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　役員会は、必要に応じて顧問及び監事の出席を求め、助言及び指導を受けることができる。

（評議会）

第19条　評議会は、協議会を構成する町内及び集落区長で構成し、協議会の運営に係る助言を行うものとする。

２　評議会は、会長の求めに応じて開催することができる。

（専門部会）

第20条　専門部には、次の各号に掲げる専門部会を置く。

(1)けんこう福祉部会
(2)あんしん安全部会
(3)ふれあい交流部会

(4)ふるさと歴史部会

２　専門部会には部会長及び副部会長を置き、それぞれの専門部会を構成する部会員の互選により定める。また、必要に応じて書記を置くことができる。

３　第１項に掲げる専門部会は、別表第３に掲げる所管事業について企画及び立案し、活動するものとする。

（プロジェクトチーム）

第21条　プロジェクトチームは、特定の事業の企画及び運営を実施するために組織する。

２　プロジェクトチームは、必要に応じて複数設置することができる。

３　プロジェクトチームは、委員及び企画に賛同する住民等をもって構成する。

４　プロジェクトチームにはプロジェクトリーダーを置き、それぞれのプロジェクトチームの構成員の互選により定める。

（事務局）

第22条　協議会の事務及び会計事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局に事務局長を置くことができる。

３　プロジェクトリーダー及び事務局長は、協議会事務及び事務局を総括する。

（会計）

第23条　協議会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金及びその他収入をもって充てる。

２　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算の変更）

第24条　当該年度の途中において事業計画の変更若しくは予算の補正、流用又は予備費の充用が必要になったときは、会長が役員会に諮り、専決処理し、次期総会に報告し承認を得ることができるものとする。

（書類及び帳簿の備付け）

第25条　協議会の主たる事務所には、協議会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

（個人情報保護の取扱い）

第26条　協議会が各種取組みを推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

（その他）

第27条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

１　この規約は、平成24年２月26日から施行する。

２　協議会設立当初の役員は、第７条の規定にかかわらず、活気あふれる街瀬波まちづくり推進協議会設立準備会が提案し、設立総会の承認を得るものとする。

附　則

１　この規約は、平成 27 年４月 18 日から施行する。

別表第１（第５条、第７条、第14条関係）

| 団体・組織名 | 代議員の選出方法 |
| --- | --- |
| 瀬波地区青少年健全育成会<br>健康応援サークル太陽の会<br>瀬波地区食生活改善推進委員協議会<br>村上市交通安全協会瀬波支会<br>村上市消防団村上方面隊第３分団<br>瀬波を考える会<br>瀬波小学校父母教師会<br>瀬波地区老人クラブ連絡協議会<br>さくら会 | 左記の団体から１名 |
| 自主防災組織 | 瀬波地域において組織されている左記の団体のうち、互選された１の団体から１名 |

※団体（公共的団体及び社会教育関係団体を除く。）の登録・脱退については、瀬波地域まちづくり推進団体登録制度による。

別表第２（第 14 条関係）

| 町内及び集落人口規模 | 代議員の選出人数 |
| --- | --- |
| 201 人以上 | ２名 |
| １人以上 200 人以下 | １名 |

※瀬波温泉一丁目と瀬波温泉二丁目、羽下ケ渕と大平は一町内とみなす。

別表第３（第 20 条関係）

| 専門部会名 | 所管事業 |
| --- | --- |
| けんこう福祉部会 | 健康、環境、食生活、高齢者福祉 |
| あんしん安全部会 | 見守り、防災、交通安全、防犯 |
| ふれあい交流部会 | 住民交流、イベント企画 |
| ふるさと歴史部会 | 歴史、伝統文化 |